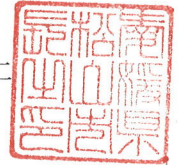


平成29年 4月25日

松山市長 野 志 克 仁



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、下記の区域を指定区域として指定するので、同条第2項の規定により公示する。

記

指定番号	指定区域	埋立地の区分
1	松山市庄乙441番1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2第2号に掲げる埋立地
2	松山市下伊台町1416番1，1416番2，1417番，1418番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第2号に掲げる埋立地
3	松山市太山寺町乙237番6，乙243番，乙244番，乙252番3，1569番，1571番，以上各地番の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
4	松山市北吉田町77番39，77番92，以上各地番の一部	令第13号の2第1号に掲げる埋立地
5	松山市北吉田町77番39，77番92，以上各地番の一部	令第13条の2第1号に掲げる埋立地